

先導的官民連携支援事業募集について

- 「先導的官民連携支援事業」は、国土交通省が提示する、地方公共団体等からの応募を求める取組について、地方公共団体等が先導的な官民連携事業による解決を図るための調査を実施する場合に、調査委託費の全部又は一部を補助するものです。

1. 地方公共団体等からの応募を求める取組

①持続可能なインフラマネジメントの実現

インフラ老朽化の更なる進行や地域のインフラを支える地方公共団体の職員不足といった課題に対応し、点検・診断等の確実かつ効率的な実施や、地域の将来像に即したインフラストックの適正化、住民の主体的参画の機運醸成といった「地域の将来像を踏まえたインフラの再構築」に向けた取組。また、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする「群マネ[※]」の取組や、新技術の活用や維持管理データの蓄積・共有等による点検・診断等の効率化・高度化といった「地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持」に向けた取組。

※ 地域インフラ群再生戦略マネジメント

②スモールコンセッションの推進

人口減少等によって生じた廃校等の空き施設や、地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な PPP/PFI 事業（コンセッションを含む官民連携による事業）により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

③その他

※ただし、国土交通省が所管する分野に関連する取組を優先する。

- ・「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）」（令和 7 年 6 月 4 日民間資金等活用事業推進会議決定）の推進に寄与する取組。
- ・地方公共団体等が、立地、環境、気候、風土、歴史等の地域性を考慮して必要と判断した独自性の高い取組。

2. 先導的な官民連携事業

- ・事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等に先導性・モデル性があるもの
- ・地方公共団体におけるノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方に先導性・モデル性があるもの 等

3. 補助事業の内容

- ・補助対象経費：（イ）又は（ロ）に要するコンサルタント等の専門家への調査委託費
 - （イ）事業手法検討：官民連携事業の導入や実施に向けた検討
 - （ロ）情報整備等：官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等
- ・補助率：予算の範囲内で定額補助、補助限度額：2,000 万円/件
（ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関する検討を除き、補助率：1/2、補助限度額：1,000 万円/件）